

東大法曹会

題字：小堀 樹

会報 21号 / 平成 25年 12月発行 / 発行責任者 藤原 浩

〒 113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号 東京大学法学部内 卒業生委員会気付

「真理がわれらを自由にする」

〈日本の図書館文化と弁護士・弁護士会の使命〉周辺雑感

弁護士 藤 本 齊

1 いうまでもなく、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」です。ただ、今回改めて確認したいのは2条の方です。それはこうです。「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」。

世に様々な職業・職責あり、且つ、それぞれにその職責法ありといえども、その冒頭に、「教養の保持」と「品性の陶冶」を、しかも「深く」「高い」のを義務と課した職業・職責法は、本邦においてはまず皆無だろうし、海外にだってまずないのではないのでしょうか。かつて二弁の先輩の南木さんが、もう30年ほど前ででしょうか、何かの紙上でこんな事を言っていました。記憶だけです。私流に脚色しますと、「だから、これらは明文によってまでの法律上の義務とさ



れているものなのであって、従って我々は法令・法律事務への精通と並んで、否文脈的にもそれに『先立って』、深く広く教養を深耕し、品性の陶冶に繋げるべく不断の努力をせねばならぬ、それが法律上の義務でもあるのだ。ですからね、我々にとっては、オペラの観劇から映画や仕事帰りの

寄席やら『日本の赤提灯文化の変遷に関する研究のためのフィールドワーク』などに至るまで、森羅万象あらゆることに関わり合うこと、即ち日常生活のほぼ全てのことが、法律上の義務の履行としてあるわけだ。ひとから見れば一見職責と無関係の遊びにしか見えなくても実は深く高く法律上の義務に根ざした使命の履行なのだ。よって、これら全ての経費は法律上義務づけられている最も重要必須の必要経費として全部全額控除されて当然なのだ……と主張して、誰か税務当局とたたかってくれないか。」

と言うのです。

私は、直ちにその論旨への満腔の賛意だけはお示したんですが……。

以来、約30年。私、この7月から、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館の館長ということになっております。

なってみれば本の匂いに囲まれた読書三昧の日々に、とは勿論予想通りならないのは、まあ根っからの朝寝坊と不精とでしょうがないのですが、それにしても、規則上の館長職務だけを大括りに数えても15項目(細目でだと約50)と結構忙しい。でも、やはり、かの弁護士法第2条は、前段も後段もいずれもかつてなく気にしながらの毎日です。気にさえしてれば深まったり高まったりしてくればいいのですけどねえ。

東京という大都市に十分な書籍スペースをも備えた広い法律事務所を維持するということがますます困難になって行くであろうことを見越した施策の中心に、今の弁護士ビルを新築する計画を持った20数年前の時代の東弁・二弁の両会による合同図書館建設がありました。今や、それに加えて、急速な弁護士人口増の時代となり、若手中堅の弁護士の活動やたたかいを支える上での弁護士会の図書館の果たす役割は飛躍的に深く大きくなっていくことを日々実感する毎日でもあります。現に合同図書館は眼に見えて混んで来つつもありますし、かなりのスリム化もしてますが、外部倉庫も含めもうすぐ満杯必至でもあります。

2 「真理がわれらを自由にする」。

法文上の言葉でもあるのですが、一体何法上の言葉かお分かりになりましょうか。

1948年制定の国立国会図書館法の前文です。もとはヨハネ福音書の「真理があなたがたを自由にする」だともいわれますが。前文の全文はこうです。「国立国会図書館は、真

理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」

前文付きのユニークな法という点からも、この性格からしても議員立法だったのでしょね。参院の図書館運営委員長だった羽仁五郎が提案し両院の賛同を得たとされており、同図書館の壁にも刻まれています。

何とも、戦後直後の息吹を実に新鮮に感じませんか。現憲法下の最初の国会を形成した人々が、国会活動を支え、国民の知る自由を保障し、民主化と平和に寄与するのだとの強い思いを託した気分と気概が感じ取れるでしょう。ウソみたいだと言う気分になりかねないところに、昨今の歴史が下手したら歪みかねないという危うさを逆説的に感じるくらいです。

この言葉は、国会図書館の設立理念であるに止まらず、全ての図書館世界と図書館人の共通の標語となっています。後で述べます図書館協会の宣言や姿勢などもみなこの標語につながっていて、図書館学や司書教育の分野でも、総ての図書館のそれとして現に扱われています。図書館の自由と自治をめぐるすべての価値を統括するものとして。

私たちの合同図書館は、図書館法上の図書館即ち公共図書館ではなくて、会員のための法律実務専門図書館です。しかし、それが図書館である以上当然に、また、その設置者が自治団体であることから当然に、更には、利用者が直接人々の基本的人権に関わる専門家であることから当然に、そして、利用者の多くが現に権力や大きな力とのたたかひの最中にある弁護士であることから当然に、図書館の自由と自治に敏感な存在でなければならぬことは同じです。

3 法上の図書館であろうがなかろうが、我図書館なりと思うところはまずみな参加している社団法人として「日本図書館協会」があります（毎年行う「全国図書館大会」は明治39年以来今年で99回目、今年の分科会は14）。当館も勿論加盟しています。

その「図書館の自由に関する宣言」の骨だけですが抜粋しますと、こうです。

「第1 図書館は資料収集の自由を有する

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第4 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。」

1954年総会で採択され1979年に改訂。それまで三本だったが、第3の「利用者の秘密」が新設され、又それまで「不当な検閲に」だったのが「すべての検閲に」とされて四本になりました。世の中にこんなに重要で真にその名に値する改訂・改正なるものが昨今どれだけあるでしょう。

この宣言にも格調高い前文があります。その第4項はこうです。曰く、「わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する『思想善導』の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。」と。確かにそのとおりで、世界の古文書館や美術館博物館そして図書館、また、中国の史家達の歴史は、「焚書坑儒」への「協力」と「抵抗」との複雑な歴史でしたが、貫かれている歴史的価値が「抵抗」へのベクトルであること、少なくともあるべきであることは全図書館人が誇りとするところです（国立国会図書館法では条文上に「図書館人」という言葉が使われてもいます。そして、全国の図書館人に対する支援が同

図書館の使命＝「奉仕」の一つに数えられています。こうした点でも中々にユニークで味わい深い法律です。).

検閲問題等今時あるかと思われるかも知れませんが、記憶に新しい「はだしのゲン」問題や武雄市立図書館と「ツタヤ」の問題などのほか、毎年の様に新たに抗議せねばならんところの、図書館が簡単に捜査協力するかの如き誤解ドラマ問題等々、現代的にも問題は次々発生しており、それは実に意外なほどなのです。

4 かくして、専門図書館としての特殊性と図書館としての一般性を共に追求していったその先に、不思議にというか当然にというか、やはり弁護士法1条と2条の理念がまたそこに繋がっているのだなあと改めて思う昨今です。教養も品性も、そしてたたかう力も、もし培われるとしたならば、それは自由と自治への努力が一方にあってこそなのでしょう。かつて少年が大人にやっと脱皮し始めた頃、私にとっても、「学問の自由と大学の自治」が一つのテーマでした。今どうやら人生の終盤に近づきつつ再び「真理と自由と自治」のテーマに回帰するようで、正直ある種感慨深いものがあります。

東大法曹会第8回定期総会等のご報告

去る9月26日(木)午後5時30分より、東京大学法学部21番教室において定期総会が開催されました。出席者は26名で平成24年度事業報告、決算承認、同25年度予算承認等の他、理事の選任が行われ、その後、引き続き開催された理事会で会長、副会長、常務理事が選任されました。総会、理事会終了後は、元内閣法制局長官 阪田雅裕氏の講演会が行われ、その後山上会館で懇親会が開かれました。

I. 定期総会

(1) 平成24年度事業報告

以下掲載の第7期事業報告(平成24年7月1日から平成25年6月30日迄)が行なわれました。

1 各種行事の開催

- ① 平成24年7月18日 基礎講座(於 法曹会館)
川人貞史教授による「衆参ねじれ国会と政権の運営」をテーマに講座を開催した
参加者:23名
 - ② 平成24年9月26日 総会後の講演、懇親会
ア 記念講演(於 東大法文1号館21番教室)
馬場康雄東京大学名誉教授による「イタリヤの現代政治」をテーマに講演会を開催した。
参加者:31名
イ 総会後の懇親会(於 東大山上会館地階・御殿)
参加者:26名
 - ③ 平成24年10月18日 ロースクール生向け企画(於 東大法文1号館21番教室)
東大ロースクール卒の法曹、6人による「東大ロー卒法曹として在学生のみなさんに伝えたいこと」をテーマとし、東大法曹会についての紹介も兼ねた企画を開催した。
参加者:会員11名、ロースクール生67名
 - ④ 平成25年2月21日、28日、3月14日、21日と4回にわたる連続講義
大村教志、道垣内弘人、沖野眞巳、中田裕康東大教授らによる連続講義「債権法改正の現状と展望」(於 東大法文1号館25番教室)
なお、この企画は東京大学大学院法学政治学研究科・法学部主催のもので、東大法曹会は(社)商事法務研究会と共に後援をした。
受講者(一般) 81名
受講者(会員) 17名
 - ⑤ 平成25年3月28日 先輩法曹による講演会(於 東大法文1号館21番教室)
木谷明元東京高裁部総括判事による「冤罪はなぜなくなるのか」をテーマに講演会を開催した。なお、講演会に先立ち、法学部3号館見学会も実施した。
参加者:会員27名
- 2 サマートレイニーの実施
平成24年7月から9月の間、一人当たり約1週間、中小規模の東大法曹会会員の法律事務所(43事務所)において、東京大学法科大学院3年の学生52名を受け入れ、実務を経験させた。
 - 3 会報の発行
会報17号ないし19号を平成24年8月、12月、平成25年5月に発行した。
 - 4 会員名簿の訂正版の発行
今年度新たに、会報の発行に合わせ、平成24年8月、12月、平成25年5月の3回発行した。
 - 5 現会員数
平成25年6月末現在で1,034名。